

表 1

## 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみ投入量は、ごみクレーンの荷重計により管理し、当該施設の処理能力(添付 1 処理能力曲線に示す焼却可能範囲内)を超えないよう管理する。
二 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）にあつては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピット・クレーン方式によってごみを投入する計画とするので、ごみピット内で、常時、ごみを均一に混合する。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	ホッパ及びシュートに充填されたごみにより炉内と外気を遮断した状態で、シュート下部に設けたフィーダの往復運動により、ごみを定量ずつ連続的に燃焼室へ投入する。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	炉出口の燃焼ガス温度が 850℃以上となるよう、フィーダ及び燃焼ストーカを制御する。又、必要に応じ再燃バーナを使用し燃焼ガス温度を 850℃以上に保つ。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱しゃく減量が 5 パーセント以下となる様に焼却する。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させる。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させ、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くす。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室出口の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録計にて記録を取る。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	減温塔により集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200℃以下（通常時 160℃）に冷却する。

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録計にて記録を取る。</p>
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>煙道中に設置される熱交換器にたい積したばいじんはスートブロワにより定期的に除去する。 又、バグフィルタはパルスジェット式の逆洗により定期的にろ布上のばいじんを除去する。</p>
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものには、この限りでない。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となる様にごみを焼却する。</p>
<p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が 0.01ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下（dry, O<sub>2</sub> 12%換算値）となるようにごみを焼却する。</p>
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録する。</p>
<p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように管理する。</p>
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>—</p>
<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>溶融炉に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ。</p>
<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>—</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>ばいじんのセメント+薬剤処理は、ばいじん、セメント、薬剤及び水を均一に混合する。</p>
<p>ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えている。</p>
<p>三 ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからナまでの規定の例によるほか、次の通りとする。(略)</p>	<p>—</p>
<p>四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。</p>	<p>—</p>
<p>五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽内の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。</p>	<p>—</p>
<p>六 破砕施設にあつては、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>—</p>
<p>七 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。(略)</p>	<p>—</p>
<p>八 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>—</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則            第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>九 固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びナの規定の例によるほか、次のとおりとする。(略)</p>	<p>—</p>
<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみピット室の投入扉は、投入時以外は閉としてごみの飛散及び悪臭の発散を防止する。</li> <li>・プラットホーム出入口扉は車両の入退場時以外は閉とし、扉を開する時にはエアカーテンを使用し、臭気の発散を防止する。</li> <li>・ごみピット室の臭気を含む空気を押込送風機及び二次送風機によって吸込み、焼却炉でごみの燃焼用に使用する。</li> <li>・焼却炉では燃焼温度を850℃以上の高温に保持し、排煙中の臭気を防止する。</li> <li>・全炉休炉時にはごみピット室の空気を活性炭脱臭装置で吸引し、臭気の拡散を防止する。</li> </ul>
<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。</p>
<p>十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>騒音を発生する機器は隔壁、防音室等を設け、振動を発生する機器類は賢固な基礎に設置する等必要な措置を講じ、周囲の生活環境を損なわないものとしている。</p>
<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>処理プロセスから発生する排水及び生活排水は全て場内で再使用し、外部へ放流しないクローズドシステムとしている。</p>
<p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の機能を維持する為に必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙に関する検査を行う。</p>
<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>—</p>
<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存する。</p>